

## ○西海市太陽光発電設備設置補助金交付要綱

令和6年5月1日西海市告示第34号

改正 令和6年8月6日西海市告示第57号

改正 令和7年5月13日西海市告示第63号

(趣旨)

第1条 西海市は、地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入推進を図るため、予算の範囲内において、西海市太陽光発電設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

2 前項の規定によるほか、この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人 西海市内に住所を有する者又は補助事業の完了時に西海市内に住所を有する予定の者

(2) 法人等 西海市内に本社若しくは支社等を有する法人又は西海市内に住所を有し、かつ、西海市内に事務所等を有する個人事業主

(補助の目的等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者が市税に未納がある場合は、交付の対象としない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表に定める交付申請書及び添付書類を、市長に提出しなければならない。

(申請の取下げの期日)

第5条 規則第8条に規定する別に定める期日は、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から30日を経過する日までとする。

(変更等の承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の変更等をする場合は、別表に定める西海市太陽光発電設備設置補助金(変更・中止・取下)承認申請書(様式第5号)に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、規則第7条の規定にかかわらず別表に定める西海市太陽光発電設備設置補助金(変更・中止・取下)決定通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(条件)

第7条 規則第6条の規定により、この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 法人等の補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳(様式第7号)を備え、補助対象事業の完了後においても補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し(破棄を含む。)(以下この号において「処分等」という。)てはならない。ただし、処分等しようとする取得財産等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過し

ている場合は、この限りでない。

(5) 誓約書（様式第4号）に記載した内容を遵守すること。

（財産処分等）

第8条 前条第4号ただし書の規定に該当する場合における財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例による。

2 前項の規定により財産処分を行った場合で財産処分承認基準別添第4に定める財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

3 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、西海市太陽光発電設備設置補助金完了予定日変更報告書（様式第8号）を市長に提出し、その旨を報告するものとする。

2 完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第6条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

（交付の決定の取消し）

第10条 市長は、規則第17条の規定により交付の決定を取り消したときは、補助事業者に対し西海市太陽光発電設備設置補助金取消通知書（様式第9号）を交付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、西海市太陽光発電設備設

置補助金実績報告書（様式第10号）に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第12条 規則第14条に規定する補助金等額確定通知書による通知を受けた補助事業者は、西海市太陽光発電設備設置補助金支払請求書（様式第12号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（自家消費量等の報告）

第13条 補助事業者は、発電した電力量や自家消費量等の実績について、補助事業の完了年度の翌年度1年分を、自家消費量に関する報告書（様式第13号）により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、発電した電力量や自家消費量等について、報告させ又は検査を行うことができる。

（書類の整備保管）

第14条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第4号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第8条、第13条及び第14条の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和6年8月6日告示第57号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の西海市太陽光発電設備設置補助金交付要綱の規定は、令和6年8月1日から適用する。

附 則（令和7年5月13日告示第63号）

この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。